

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者など自分ひとりで判断することが困難な方へ、福祉サービス利用の支援、日常的な金銭管理の手伝い、書類預かりなどの支援を行います。



〈問い合わせ先〉  
那覇市社会福祉協議会  
住所:那覇市金城3-5-4  
☎098-857-4525

【成年後見制度】



認知症等で判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などを行う時に不利益を被ることのないよう、権利と財産を守るための制度です。本人の判断能力が十分なうちあらかじめ後見人を選ぶ「任意後見」と、裁判所が成年後見人を選任する「法定後見」があります。

〈相談窓口〉  
・地域包括支援センター  
→裏表紙に記載  
・那覇家庭裁判所 など  
住所:那覇市樋川1-14-10  
☎098-855-1280(後見係)

【消費生活センター】

買い物や契約など、消費生活で困った際の相談窓口です。

〈相談窓口〉  
消費生活センター  
住所:那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所1階  
☎098-862-3278  
※事前の予約が必要となります。

【法テラス沖縄】

土地、相続、金銭の貸し借り、遺産相談等の相談窓口です。

〈相談窓口〉  
法テラス沖縄  
住所:那覇市楚辺1-5-17 2階  
☎050-3383-5533  
※事前の予約が必要となります。

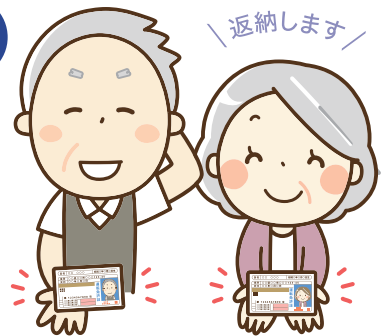
【高齢者虐待について】

高齢者の虐待に関し、相談・通報がある場合は、担当地区の包括支援センターへ連絡して下さい。

〈相談窓口〉  
地域包括支援センター  
→裏表紙に記載  
※通報した方の個人情報厳守します。

運転免許の自主返納について

安全不確認や前方不注意などヒヤッとした経験はありませんか？  
自動車の運転は視力・聴力・認知力・判断力・反射神経・筋力など、さまざまな能力を同時に必要とする複雑な作業です。  
運転免許について考えてみましょう。



運転免許の自主返納制度は、運転を継続する意思がなく、運転免許を返納したい方が、公安委員会に申し出て免許の取り消しを受ける制度です。

加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢者や交通事故などを心配するご家族をはじめとする周囲の方々から相談を寄せられた経緯より制度が確立されました。

運転免許の自主返納（申請による取消）や運転経歴

証明書の交付申請等の手続きについては、窓口における本人の申請によるもの他、病気や怪我などで入院している、介護施設等に入所しているなどの理由により、ご自身で申請を行うことが困難である場合、申請者から委任を受けた家族等の代理人による申請が可能です。  
手続きをされた方に運転経歴証明書が交付されます。

優遇措置・免許自主返納について

バスやゆいレールが50%、タクシーが10%、眼鏡店、飲食店、カラオケ店等々、**運転経歴証明書の提示で優遇措置されます。**

問い合わせ 那覇警察署・交通対策課 ☎836-0110  
豊見城警察署・交通課 ☎850-0110  
運転免許センター ☎851-1000

